

平成24年4月26日

関係各位

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の確認申請書の様式の変更等について

1 概要

平成24年4月1日より福祉用具貸与対象種目に新たに「自動排泄処理装置」が追加されたことに伴い、『軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の確認申請書（以下、「確認申請書とする」）』の様式及び軽度者に係る福祉用具貸与費の例外給付の取り扱いを変更します。詳細は下記のとおりですので取り扱いにご留意ください。

2 確認申請書の変更内容（別紙1参照）

- ・自動排泄処理装置に関する記載の追加
- ・（要介護度）に要介護2及び要介護3を追加

3 自動排泄処理装置について

（1）定義

貸与告示十三項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

平成24年3月31日までは「特殊尿器」として福祉用具購入対象となっていたが、平成24年4月以降は、本体部分が貸与対象となる。なお、交換可能部品については購入対象となる。

（2）軽度者に係る貸与の取扱い

自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）に関しては原則として要介護4または要介護5の者のみ対象となる。

しかしながら、要支援1から要介護3の者については、「厚生労働大臣が定める者等」（平成12年厚生省告示第23号）の第19号のイで定める状態像（後述）に該当する場

合は、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については4 算定可否の判断方法（6 フロー図参照）、5 各区福祉課介護保険係での確認による。

また、車いす等従来から例外給付対象であった種目についてはこれまでどおり要介護1までが例外給付の対象となる。

なお、自動排泄処理装置のうち尿のみを自動的に吸引する機能のものについては手すりや歩行器等と同様に要介護認定区分を問わず、貸与が可能である（例外給付の対象ではない）。

4 算定可否の判断方法（6 フロー図参照）

(1) 原則として要介護認定に係る基本調査結果を用い、「厚生労働大臣が定める者等」（平成12年厚生省告示第23号）の第19号のイで定める状態像に該当するかどうかを**表1**の定めるところにより確認し、算定可否を判断する。

(2) ただし、車いす及び車いす付属品では、**表1**のアの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」、又、移動用リフトの一部（段差解消機）では、オの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定（介護予防）支援事業者が判断する。

※この判断の見直しについては、居宅（介護予防）サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行う。

※自動排泄処理装置に関しては当該(2)の判断は適用されない。

(3) また、(1)にかかわらず、次のⅠ)からⅢ)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。

※この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員（担当職員）が聴取した居宅（介護予防）サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

- I) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第19号のイ(※)に該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- II) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第19号のイ(※)に該当するに至ることが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- III) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第19号のイ(※)に該当すると判断できる者
(ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

(※) 具体的には表1の「厚生労働大臣が定める者のイ」を指す。

表1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり が困難な者 (二) 日常的に寝返りが困 難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機 器	次のいずれにも該当する者	

	<p>(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者</p> <p>(二) 移動において全介助を必要としない者</p>	<p>基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。</p> <p>基本調査 2-2 「4. 全介助」以外</p>
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(一) 日常的に立ち上がり が困難な者</p> <p>(二) 移乗が一部介助又は 全介助を必要とする 者</p> <p>(三) 生活環境において段 差の解消が必要と認 められる者</p>	<p>基本調査 1-8 「3. できない」</p> <p>基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」</p> <p>—</p>
カ 自動排泄処理装置	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>(一) 排便が全介助を必要 とする者</p> <p>(二) 移乗が全介助を必要 とする者</p>	<p>基本調査 2-6 「4. 全介助」</p> <p>基本調査 2-1 「4. 全介助」</p>

5 各区福祉課介護保険係での確認

※4 算定可否の判断方法の(3)による場合のみ、保険者への確認申請書の提出が必要となる。

各区福祉課介護保険係は、確認申請書の内容が添付書類（居宅（介護予防）サービス計画書、サービス担当者会議の記録等）により確認できるかどうか下記の判断基準に照らし合わせ、その結果をケアマネジャーに通知する。

※予防給付の場合、いきいき支援センター（地域包括支援センター）が介護予防サービス計画を作成している場合は当該いきいき支援センターから、いきいき支援センターが介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に委託している場合は、当該居宅介護支援事業所から確認申請書を提出することとする。

《確認の判断基準》

確認可 の判断	<p>① 居宅（介護予防）サービス計画書に「医師の所見」・「医師氏名」・「当該福祉用具貸与が特に必要な理由」が記載されていること。</p> <p>② サービス担当者会議の記録等に「開催日（照会日・回答日）」・「出席者（回答者）」・「福祉用具貸与の例外給付についての検討内容（照会内容・回答内容）」が記載されていること。</p> <p>③ 2. 算定可否の判断方法の(3)のⅠ)からⅢ)までのいずれかに該当する旨が主治医意見書、医師の診断書等（主治医連絡票を含む）、医師からの所見を聴取した記録（聴取日時・方法・内容・医師氏名が必要）に記載されていること。</p> <p>※①、②、③の全てが書面で確認できれば、確認可の判断となる。</p>
確認不可 の判断	<p>※上記①、②、③の内、一つでも書面で確認できない場合は、確認不可の判断となる。</p>

《確認の有効期間》

開始日	確認申請書（必要な添付書類を全て含む）の提出日
終了日	終期は設けません。

（留意点）

- ① 上記にかかわらず、初回の確認申請においては、有効期間の開始日を、確認申請書提出日の前月応答日（応答日がない場合は前月末日）まで遡及できるものとする。

(例)

初回の確認申請書の提出日	有効期間の開始日
平成19年5月24日	平成19年4月24日
平成19年7月31日	平成19年6月30日

- ② 初回の確認申請書の有効期間の開始日については、原則として確認申請書提出日の前月応答日を記載すること。ただし、前月応答日以降に要介護認定等の新規申請があった場合は、認定有効期間の初日を記載すること。
- ③ 確認申請書は、各居宅介護（介護予防）支援事業所ごとに有効となり、事業所が変わった場合は、当該居宅介護（介護予防）支援事業所として初回の確認申請を行う必要がある。

6 フロー図

軽度者(要支援1・2、要介護1・(注)2・3)に対する福祉用具貸与について

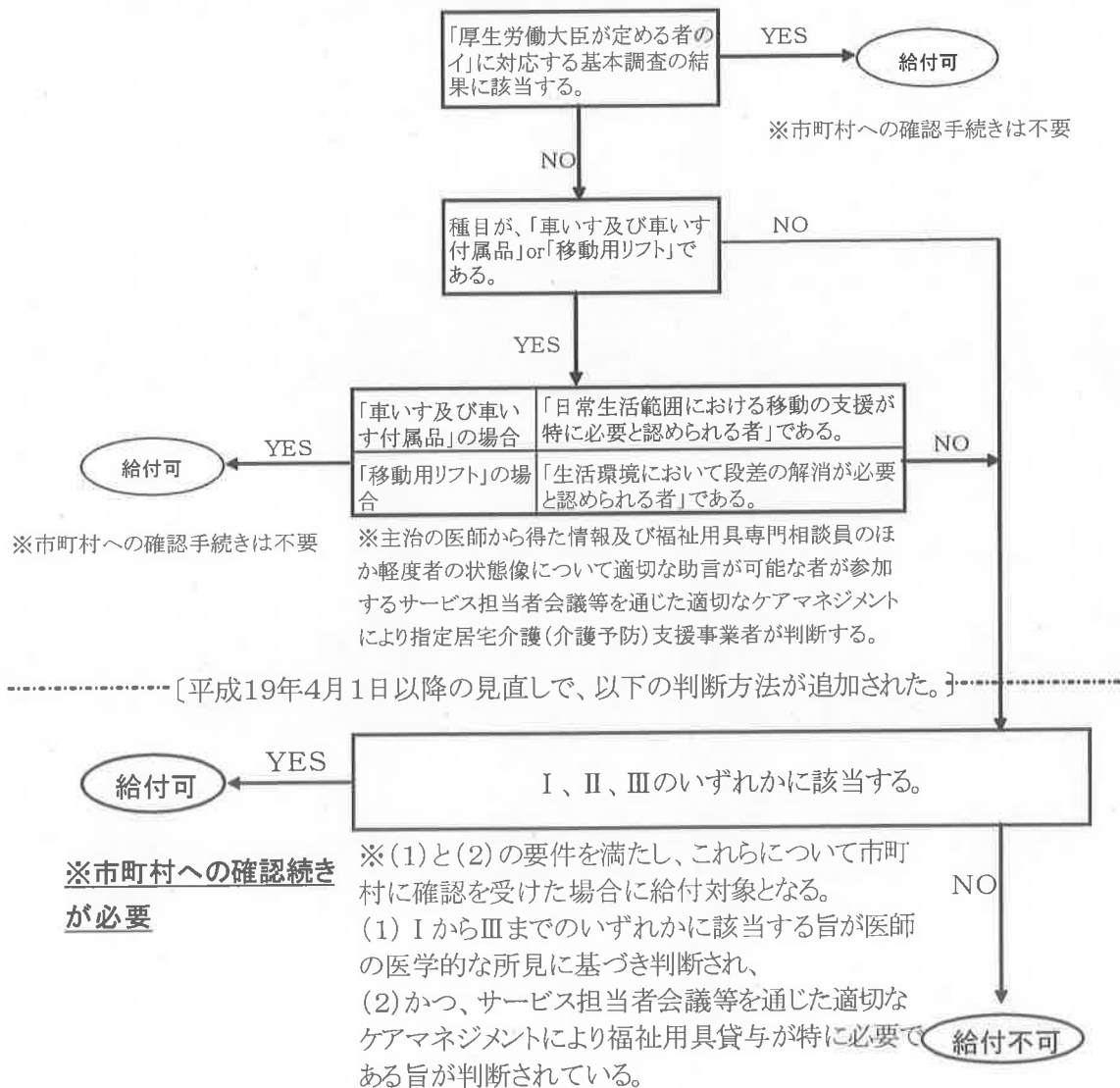
(注) 自動排泄処理装置については要介護2・3も軽度者となる

◎福祉用具貸与の給付要件

①						②			
車いす 及び 車いす 付属品	特殊寝台 及び 特殊寝台 付属品	床ずれ 防止用具 及び体位 変換器	認知症 老人徘徊 感知器	移動用 リフト	自動排泄 処理装置 (※)	手すり	スロープ	歩行者	歩行補 助つえ
給付要件：表1に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しなければならない。						給付要件：なし→保険給付可能			

(※) 尿のみを自動的に吸引するものを除く

◎①の種目に係る福祉用具貸与の判断手順



健康福祉局介護保険課認定給付係 972-2593